平成２３年（フ）第７９５号
神戸市中央区二宮町１丁目14番27―502号
債務者　王　　紹維
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１７号
神戸市北区筑紫が丘７丁目４番地の12
債務者　北川　元清
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３６号
神戸市東灘区北青木１丁目２番３―306号
債務者　島田　秀男
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６３号
神戸市東灘区御影石町３丁目５番12―103号、従前の住所大阪府豊中市宮山町４丁目５番44号
債務者　田中　券吉
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７６号
神戸市灘区水道筋６丁目５番１号　レイシェットマンション202号室
債務者　野口　和俊
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８５号
神戸市須磨区竜が台３丁目６番地　市営竜が台住宅３―108号
債務者　川崎　清子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５５号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番２―107号
債務者　菅　　勇記
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５７号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目11番８号　若草マンション304、前住所兵庫県尼崎市稲葉元町２丁目16番39号
債務者　関口　　篤
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０９号
兵庫県西宮市花園町10番24―101号
債務者　端山　彰彦
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９１５号
広島市安佐南区相田７丁目56番９号
債務者　水兼　義英
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１７号
広島市南区東雲本町２丁目１番18―202号
債務者　中尾　光伸
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１８号
広島市南区東雲本町２丁目１番18―202号
債務者　中尾　　榮
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５９号
広島市南区的場町１丁目６番12　的場Ｙビル502、住民票上の住所広島市安佐北区大林３丁目８番２号
債務者　松川　理紗
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８００号
広島市安佐南区八木３丁目15番19―201号
債務者　新谷　理恵
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７号
福岡県八女郡広川町大字川上725番地１、申立時の住所福岡県筑後市大字長浜2336番地１レオパレスＮサイド204号
債務者　大久保誠司
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第３９号
福岡県八女郡広川町大字藤田738番地11　藤田マンション205号
債務者　道城　龍一
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第４３号
福岡県筑後市大字前津1568番地２
債務者　木佐木　収
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
福岡地方裁判所八女支部